

6 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育

多くの学校では、特別支援教育の視点に立った児童生徒理解を基に、授業において学び合う活動を意図的に取り入れ児童生徒同士をつなぐなど、安心感を高める指導・支援に努めています。また、個別の教育支援計画（※1）を基に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、その他関係機関との連携を図りながら児童生徒一人一人のニーズに応じた指導・支援につなげている学校も増えています。

特別支援教育とは、障害の有無にかかわらず、**児童生徒一人一人の教育的ニーズ**を把握して、**適切な指導や必要な支援**をしていくものであり、全ての教育活動の基本となるものである。特別な支援を必要とする児童生徒に対しては、個別の教育支援計画を作成し、それを全教職員で共通理解した上で**「学校全体で支援していく」という意識**を持って指導することが大切である。
(参考資料) ⑥-①⑥⑩

通常の学級における特別支援教育の推進

- 特別支援教育の視点に立った児童生徒理解を基に、児童生徒が**自己肯定感や自己有用感**を味わえるような学級経営の充実に努めること。その際、児童生徒が自信をつけながら、本来持っている力を最大限に発揮できるようにするため、児童生徒の理解を深め、**安心感**を高める指導・支援に取り組むこと。
- 発達障害のある児童生徒については、その障害の特性を十分に理解した上で、**通常の学級で指導することを基本**としている。一部特別な指導を必要とする場合は、通級による指導等を活用しながら、さらなる指導の工夫・改善を図ること。
(参考資料) ⑥-②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩

安心感を高める指導・支援

温かい人間関係を育む

児童生徒に寄り添う

- ・言動の背景を多面的に捉える。
- ・努力の過程や子どもの持っている力を認める。

児童生徒同士をつなぐ

- ・言動を肯定的に捉え、全体に返す。
- ・教え合ったり、助け合ったりする活動を取り入れる。

分かりやすい環境を整える

全体と部分の構造を明確にする

- ・初めに全体の構造と時間計画を伝える。
- ・活動の節目に現在の位置を確認する。

情報を取り入れやすくする

- ・必要な情報に絞る。
- ・情報を時間的・空間的に分けて伝える。
- ・視覚や聴覚に働きかける。

研修及び支援体制の充実

- インクルーシブ教育システム（※2）の推進に向け、様々な障害のある児童生徒がその年齢や能力・特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために、**特別支援教育に関する理解促進を図るなどの研修**を充実させること。その際、児童生徒が特別支援学級や通級指導教室で身に付けた力を実生活で生かせるよう、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための自立活動等の指導・支援についても共通理解を図ること。

- 児童・生徒指導部会等と連携した校内委員会にしたり、関係する主任等とチームを組織したりするなど、特別支援教育コーディネーターを中心に、より**充実した支援体制づくり**を推進すること。

- 地域の特別支援教育のセンター的な役割を果たす**特別支援学校**や、専門家チームと連携した支援体制づくりを推進すること。
(参考資料) ⑥-①⑥⑩

関係機関と連携を図った教育支援（※3）等

- 就学前から学校卒業後までの長期的な視点に立って、障害のある児童生徒一人一人のニーズに応じた支援を効果的に行うために、**個別の教育支援計画**を作成し、活用を図ること。その際、医療、保健、福祉等の関係機関と情報を共有するとともに、**合理的配慮**（※4）の**提供**に当たっては、本人・保護者と学校等による合意形成を図ること。
- 将来の自立と社会参加を見据え、組織的、計画的な教育相談・進路相談の実施を通して、本人・保護者に対する十分な情報提供を行うなど、児童生徒が主体的に進路選択できるように努めること。
- 特別支援教育に対する自校の取組を積極的に発信し、**家庭や地域社会への理解啓発**に努めること。
(参考資料) ⑥-⑪⑫⑬

個別の教育支援計画の活用

- 特別な支援を必要とする児童生徒の個別の教育支援計画を作成するに当たっては、具体的で達成可能な目標を設定し、**児童生徒のうまくいっている状況に着目した指導**を盛り込むように留意すること。
- 個別の教育支援計画を有効活用するために、校内研修等を通して指導内容についての共通理解を図り、全教職員がそれぞれの**役割を明確に認識して**児童生徒の指導に当たること。また、校内委員会等において**定期的に評価して**指導目標や**指導の手立ての改善**に努めるとともに、効果的な指導・支援の方法を蓄積していくこと。
- 進学及び進級時においては、個別の教育支援計画等を活用して**支援情報を確実に引き継ぎ、一貫した指導・支援に生かすこと**。
(参考資料) ⑥-⑪⑫⑬

※1 個別の教育支援計画

子どもの各年齢段階における「支援機関一覧」と、子どもの実態、指導の目標、指導の手立て及び合理的配慮等を整理して示す「指導計画」とで構成されるもの。
(参考資料) ⑥-⑪⑫⑬

※2 インクルーシブ教育システム

障害のある児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のない児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできる仕組み。
(参考資料) ⑥-⑪⑫⑬

※3 教育支援

早期からの教育相談・支援、就学支援、就学後の適切な教育及び必要な教育の支援全体を一貫したもの。
(参考資料) 「障害のある子供の教育支援の手引」令和3年6月文部科学省

※4 合理的配慮

障害のある児童生徒が、他の児童生徒と同様、公平に教育の機会に参加することを目的として、学校の設置者及び学校が社会的障壁を除去するために行う必要かつ合理的な取組のこと。
(参考資料) ⑥-⑪⑫⑬



特別支援教育に関する参考資料へのQRコード